

第65回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房5階
スィングホール

株 主 各 位

(証券コード：3422)
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年5月30日)

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1

株 式 会 社 J - M A X

代 表 取 締 役 齊 藤 浩
社 長 執 行 役 員

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第65回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.jp-jmax.co.jp/ir/dividends/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コード（3422）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年6月22日（木曜日）午後5時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

1. 第65期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬制度の一部変更の件

<株主提案（第5号議案）>

- 第5号議案 剰余金処分の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネット（「スマート行使」含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット（「スマート行使」含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) 第1号議案は、第5号議案と相反する関係にあります。したがって、書面またはインターネット（「スマート行使」含む。）により第1号議案及び第5号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案及び第5号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2023年6月23日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

事前に行使いただく場合

● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時到着分まで



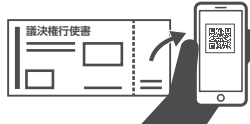
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては5頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては5頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

第1号議案は、第5号議案と相反する関係にございますので、書面またはインターネット(「スマート行使」を含む)により、いずれの議案にも賛成の議決権を行使されますと、当該議決権の行使は無効となりますのでご注意ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

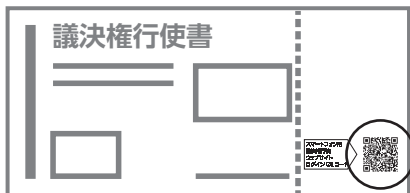
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

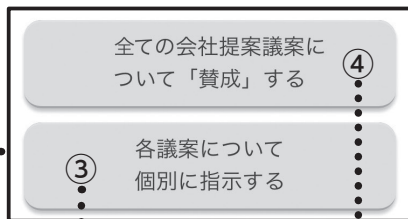


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



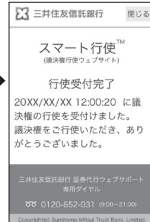
③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」、全ての株主提案について「反対」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

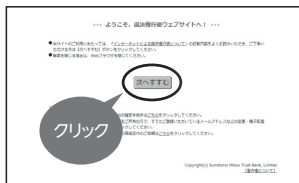
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

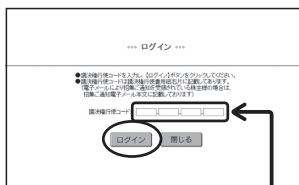
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



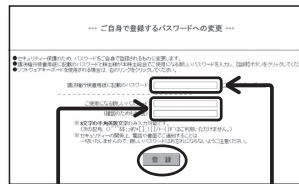
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元ならびに配当性向、株主資本配当率、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき8円とさせていただきますと存じます。

なお、先に実施いたしました中間配当1株につき8円を含め、年間配当は前期に比べ4円増配の1株につき16円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金8円 総額 94,855,288円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	さいとう ひろし 齊藤 浩	代表取締役社長執行役員 再任	16/16回 (100%)
2	あおやま ひでみ 青山 秀美	取締役常務執行役員 管理本部長 再任	16/16回 (100%)
3	いのくま あつとし 猪熊 篤俊	取締役常務執行役員 生産本部長 再任	16/16回 (100%)
4	まつい つねお 松井 恒夫	上席執行役員 企画本部長 新任	—
5	やまざき えいじ 山崎 英次	取締役上席執行役員 開発・営業本部長 再任	16/16回 (100%)
6	つゆき よしのり 露木 好則	取締役 再任	14/16回 (87.5%)
7	たけうち はるひこ 竹内 治彦	取締役 再任 社外 独立	16/16回 (100%)
8	やなぎ さわたみ のり 柳 澤 民紀	取締役 再任 社外 独立	16/16回 (100%)
9	おおくら むつみ 大倉 睦美	取締役 再任 社外 独立	13/16回 (81.3%)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> さいとう ひろし 齊藤 浩 (1964年8月8日生)	1983年10月 当社入社 2004年4月 当社海外本部海外業務部長 2005年4月 タイ・マルジュン社取締役副社長 2007年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2009年6月 当社取締役 2009年11月 当社生産本部副本部長 2010年4月 当社生産本部長 2012年4月 当社タイ・マルジュン社復興プロジェクトLPL 2012年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2013年6月 当社常務取締役 2014年4月 当社生産本部長 2014年7月 当社日本事業本部長 2016年6月 当社代表取締役専務 2017年4月 当社代表取締役社長 2018年4月 当社事業企画本部長 2019年5月 広州丸順汽车配件有限公司董事長 武漢丸順汽车配件有限公司董事長 2020年6月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 2021年4月 当社企画・開発本部長	61,420株 (12,908株)
(選任理由) 当社において生産部門、営業部門を中心に携わり、海外子会社社長、また、当社代表取締役社長を務めるなど、事業全般における豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
2	<div data-bbox="269 488 329 515" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> あお やま ひで み 青 山 秀 美 (1961年8月31日生)	1986年4月 株式会社東海銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） 入行 2001年4月 同行本店営業部次長 2005年2月 同行コーポレートファイナンス部シンジケーション部次長 2007年5月 同行大阪公務部次長 2010年7月 同行中部西ローン推進部長 2014年9月 当社参事 2015年1月 当社管理本部副本部長 2015年4月 当社執行役員 当社管理本部長 2015年6月 当社常務取締役 2017年4月 当社管理本部長兼経理財務部長 2019年4月 当社日本事業本部長 2020年4月 当社海外事業本部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2021年4月 当社管理本部長兼経理財務部長 2022年4月 当社管理本部長兼総務人事部長兼サステナビリティ推進室長 2023年4月 当社管理本部長（現任）	12,708株 (6,858株)
(選任理由) 国内外金融業務における豊富な経験と実績に加え、当社において管理部門の責任者として、経理、財務、総務、人事及びコンプライアンスを統括し、幅広い見識を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの くま あつ とし 猪 熊 篤 俊 (1969年1月14日生)	1991年4月 当社入社 2002年5月 広州丸順汽車配件有限公司副総経理 2006年3月 広州丸順汽車配件有限公司総経理 2008年6月 当社取締役 当社技術本部長 2009年4月 当社金型技術本部長兼金型製造部長 2010年4月 当社エンジニアリング本部長 2012年4月 当社エンジニアリング・営業オフィサー 2013年4月 当社営業本部長兼海外業務推進室長 2014年4月 当社営業本部長 2014年7月 当社日本事業本部副本部長 2015年9月 インディアナ・マルジュン社取締役社長 2017年4月 当社部品事業本部長 2018年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2019年4月 当社常務取締役 当社海外事業本部長 2020年4月 当社日本事業本部長兼EG事業部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員（現任） 2022年4月 当社日本事業本部長兼部品事業部長 2022年5月 当社日本事業本部長 2023年4月 当社生産本部長（現任）	17,770株 (6,858株)
(選任理由) 当社において生産部門、技術部門及び営業部門等多岐にわたり携わり、各業務における深い見識に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
4	<p>新任</p> <p>まつ い つね お 松 井 恒 夫 (1966年10月27日生)</p>	<p>1989年 3 月 当社入社 2004年 4 月 当社F R P 工場長 2007年 9 月 タイ・マルジュン社副社長 2008年 4 月 タイ・マルジュン社取締役副社長 2010年 5 月 広州丸順汽车配件有限公司副総経理 2011年 5 月 広州丸順汽车配件有限公司総経理 2012年 4 月 当社執行役員 2015年 5 月 広州丸順汽车配件有限公司董事長 武漢丸順汽车配件有限公司董事長 2015年 6 月 当社日本事業本部営業部長 2016年 4 月 当社日本事業本部副本部長兼営業部長 2017年 4 月 当社E G事業本部長 2017年 6 月 当社取締役 2019年 4 月 当社日本事業本部副本部長兼E G事業部長 2020年 4 月 タイ・マルジュン社取締役社長 2020年 6 月 当社上席執行役員 (現任) 2023年 4 月 当社企画本部長 (現任)</p>	11,656株 (5,646株)
<p>(選任理由)</p> <p>当社において営業部門を中心に携わり、顧客との良好な関係構築を行うとともに、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
5	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> やま ざき えい じ 山 崎 英 次 (1970年8月17日生)	1989年3月 当社入社 2013年5月 広州丸順汽车配件有限公司副総経理 2015年5月 広州丸順汽车配件有限公司総経理 2015年6月 当社執行役員 2021年5月 当社企画・開発本部副本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員(現任) 2023年4月 当社企画本部長兼開発・営業本部長 当社開発・営業本部長(現任)	10,927株 (2,823株)
(選任理由) 当社において技術部門、営業部門に携わり、各業務における見識に加え、海外子会社の経営における経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			
6	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> つゆ き よし のり 露 木 好 則 (1960年6月9日生)	1984年4月 東京プレス工業株式会社 (現:東プレ株式会社)入社 2006年4月 同社総務部長兼秘書室部長 2010年6月 同社取締役 2011年6月 同社総務人事部長兼秘書室部長 2012年2月 東普雷(襄陽)汽車部件有限公司董事長 2013年4月 東プレ株式会社総務人事部長 兼人材開発部長 2014年6月 東普雷(佛山)汽車部件有限公司董事長 兼総経理 2017年10月 東プレ株式会社購買本部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2022年6月 東プレ株式会社常務取締役(現任) 同社業務本部長(現任)	5,318株
(重要な兼職の状況) 東プレ株式会社 常務取締役			
(選任理由) 東プレ株式会社において、総務人事部門や海外子会社の経営に携わり、現在は購買本部長・業務本部長を務め、企業経営全般における豊富な見識や幅広い経験を有していることから当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">独立</div> <small>たけ うち はる ひこ</small> 竹内 治彦 (1960年8月27日生)	1991年4月 日本労働研究機構（現：(独)労働政策研究・研修機構）海外情報研究員 1992年4月 岐阜経済大学(現：岐阜協立大学)経営学部講師 1998年4月 ドイツ・ゲッティンゲン大学ヨーロッパ・北アメリカ研究所客員研究員 2001年4月 岐阜経済大学(現：岐阜協立大学)経営学部教授（現任） 2005年12月 同大学キャリア支援部長 2013年2月 同大学副学長 2019年2月 同大学学長 2019年6月 当社取締役（現任）	561株
(重要な兼職の状況) 岐阜協立大学 教授			
(選任理由及び期待する役割) 長年にわたり大学の教授を務めるとともに、地域社会において多岐にわたる社会活動を推進するなど専門的な知識と豊富な経験に加え、教育機関の運営責任者としての高度な知見を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督等、引き続き独立した立場から遂行いただくことを期待しております。また、引き続き任意の指名・報酬委員会の委員長を委嘱する予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">独立</div> やなぎ さわ たみ のり 柳 澤 民 紀 (1949年1月1日生)	1974年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現：トヨタ自動車株式会社）入社 1997年1月 同社海生企画部部長 2002年1月 同社ダイエンジニアリング部部長 2004年4月 トヨタ汽（天津）金型有限会社総経理 2007年1月 株式会社B P A代表取締役社長 2007年4月 株式会社トヨタプロダクションエンジニアリング代表取締役社長 2014年6月 株式会社トヨタプロダクションエンジニアリング特別顧問 2017年6月 NExT-e Solutions株式会社社外取締役（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	0株
(重要な兼職の状況) NExT-e Solutions株式会社 社外取締役			
(選任理由及び期待する役割) 長年にわたりトヨタ自動車株式会社において、生産企画、金型技術及び海外子会社の経営に携わる等、モノづくりにおける高い見識や会社経営における豊富な経験を有しており、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督等、引き続き独立した立場から遂行いただくことを期待しております。また、引き続き任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 5px;">独立</div> おお くら むつ み 大倉 睦美 (1966年4月1日生)	1998年4月 米国スタンフォード大学医学部 精神行動科学科フェロー 2000年10月 神戸市立中央市民病院 神経内科副医長 2019年4月 大阪回生病院睡眠センター医長 兼教育研究部門部門長 2020年5月 朝日大学病院脳神経内科診療部長（現任） 朝日大学医学部総合医科学講座内科学教授 （現任） 2020年9月 朝日大学病院睡眠医療センター長（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	0株
（重要な兼職の状況） 朝日大学病院脳神経内科診療部長 朝日大学病院睡眠医療センター長 朝日大学医学部総合医科学講座内科学教授			
（選任理由及び期待する役割） 大倉睦美氏は、会社経営に関与したことはありませんが、医学・医療に精通し、専門的で豊富な見識や幅広い経験を有しており、当社経営方針であるダイバーシティの方針のもと、特に社会、健康、医療、環境及び女性からの視点より、当社取締役会の監督機能の一層の強化を図るうえで、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。選任後は、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督等、引き続き独立した立場から遂行いただくことを期待しております。また、引き続き任意の指名・報酬委員会の委員を委嘱する予定であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 竹内治彦氏、柳澤民紀氏及び大倉睦美氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、竹内治彦氏、柳澤民紀氏及び大倉睦美氏を独立役員として、同取引所に届け出ております。
3. 当社は竹内治彦氏、柳澤民紀氏及び大倉睦美氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 竹内治彦氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
柳澤民紀氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
大倉睦美氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数は、2023年3月31日現在の状況を記載しております。また、J-MAX役員持株会における本人持分を含めております。

役員及び役員候補者のスキルマトリックス

地位	氏名	専門性・経験								
		経営	金型技術	営業	製造品質	研究開発	グローバル	財務会計	法務リスクマネジメント	ESG
代表取締役 社長執行役員	齊藤 浩	○		○	○	○	○		○	○
取締役 常務執行役員	青山 秀美	○		○			○	○	○	○
取締役 常務執行役員	猪熊 篤俊	○	○	○	○	○	○		○	
上席執行役員	松井 恒夫	○	○	○	○		○			
取締役 上席執行役員	山崎 英次	○	○	○	○	○	○			○
取締役	露木 好則	○		○	○		○	○	○	○
取締役(社外)	竹内 治彦	○					○		○	○
取締役(社外)	柳澤 民紀	○	○		○	○	○			○
取締役(社外)	大倉 睦美						○			○
常勤監査役 (社外)	須長 敏彦	○		○				○	○	○
監査役(社外)	水谷 博之	○							○	
監査役(社外)	澁谷 英司	○						○	○	

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;">お ば ら や す あ き 小 原 靖 明 (1958年8月29日生)</p>	<p>1986年4月 軒澤公認会計士事務所入所 1988年2月 株式会社AGSコンサルティング入社 2000年1月 株式会社ベックワンソリューション代表取締役 2006年8月 株式会社AGSコンサルティング取締役 2014年3月 同社専務取締役 2017年4月 九州大学グローバルイノベーションセンター客員教授 2017年6月 NTSホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2021年3月 株式会社AGSコンサルティング顧問(現任) 2021年3月 株式会社Kips(キプス)取締役 2021年6月 株式会社ピーエスシー監査役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) NTSホールディングス株式会社社外監査役 株式会社AGSコンサルティング顧問 株式会社ピーエスシー監査役</p> <p>(選任理由) 企業コンサルティングの経験を通して、財務及び会計に関する豊富な知見を有しており、専門的知見から社外監査役として当社の経営執行等の適法性について、客観的、中立的な監査を遂行できるものと判断し、補欠社外監査役候補者といたしました。</p>	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小原靖明氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小原靖明氏が社外監査役に就任した場合、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。
4. 小原靖明氏が社外監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。小原靖明氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案

取締役に対する株式報酬制度の一部変更の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2020年6月26日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対する報酬として、信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入につき株主の皆様にご承認（かかる承認決議を以下「前回総会決議」といいます。）いただき、これまで運用してまいりました。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入したものです。今般、本制度に業績目標の達成度との連動要素を追加することにより、取締役に対してより一層の業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることといたします。

本議案による変更後の本制度による報酬枠は、変更前の本制度による報酬枠と同様に、2004年6月25日開催の第46回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（年額312百万円以内。）とは別枠とします。また、変更後の本制度による報酬は、本定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結日までの約2年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するものといたします（ただし、下記のとおり、対象期間を延長することがあります）。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、「2023年定時株主総会招集通知」（当社ウェブサイト <https://www.jp-jmax.co.jp/ir/dividends/>）の事業報告3. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを2023年5月22日開催の取締役会において決議しております。

しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員に対して導入済みの株式報酬制度についても、同様に、業績連動型に変更する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度の仕組みは、第62回定時株主総会の参考書類に記載のとおり、当社が設定した信託（2020年8月に設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社の取締役会で定める株式交付規程に従って当社より各取締役にポイントが付与され、これに相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付される、というものです。

本議案による変更後の本制度の概要は以下のとおりです。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	本定時株主総会終結日から2025年6月の定時株主総会終結日まで
③	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
④	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度当たり50,000ポイント （2事業年度合計で100,000ポイント） ※1ポイント＝1株
⑤	ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑥	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、前回総会決議に基づき、第62回定時株主総会の終結日である2020年6月26日から2025年6月の定時株主総会終結日までの約5年間の間に在任する取締役に対して本議案による変更前の本制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金として、前回総会決議の範囲内の金額を本信託に信託しており、また、本信託は当該信託金を原資として当社株式を取得しております。本議案による変更後の本制度に基づく報酬としての取締役に対する当社株式の交付は、かかる本信託内の当社株式をもって行うものとします。したがって、対象期間中には当社株式の取得資金の追加信託及び当社株式の追加取得は行いません。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金20百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標（具体的な業績指標については、取締役会で決定いたしますが、現時点では、「連結売上高営業利益率」「前期比連結営業利益成長率」「連結フリー

キャッシュフロー」「定性評価」を指標とすることを予定しております。)の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり50,000ポイントを上限とします。なお、本議案を原案のとおり承認いただいた場合であっても、本定時株主総会終結以後に、本定時株主総会終結の日までの職務執行の対価として、本議案による変更前の本制度に基づき前回総会決議の範囲内でポイントを付与することがあります。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイント当たりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式（なお、変更前の本制度に基づき付与されたポイント見合いの当社株式を含みます。）の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託

管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

<株主提案（第5号議案）>

第5号議案は、1名の株主様からのご提案によるものであります。

なお、株主提案の内容は、形式的な修正を除き、提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当箇所（提案の理由はその概要として提出された内容）を原文のまま掲載したものであります。

当社取締役会としては、後述のとおり本株主提案に反対いたします。

第5号議案 剰余金処分の件

議案の要領

配当財産の種類 金銭 配当金は36円とする。

提案の理由

現株主は他の自動車業界よりも低い配当性向でも今まで貴社を応援し続けてきました。それは丸順グループ中長期5か年ビジョン・経営計画や決算説明資料等に記載されている財務体質強化のための自己資本比率40%以上を達成するまではしかたないと我慢してきたからです。

2023年3月期の第3四半期時点で自己資本比率42%と目標の40%を超える水準まで達したため、今期から他の自動車業界と同じぐらいの配当性向に引き上げて還元してもいいのではないかと思います、今回提案させていただきました。

本音は今まで長い期間我慢した分、より高い配当性向にしてほしい気持ちもありますが、まずは配当性向30%まで上げていただきたいと願います。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つであると考えており、配当性向、株主資本配当率、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、長期的視点に立った成果配分を行うことを基本方針としております。

当社は、2015年度～2017年度の構造改革を経て、2018年度～2022年度の前中長期経営計画については、競争力基盤の確立と財務体質の向上を掲げ、主力事業（ボディ部品事業）及び戦略事業（金型事業及び電動化部品事業）の強化を図ってまいりました。その結果、自己資本比率は41.7%まで上昇し、最重要課題としていた財務体質の向上は着実に進捗いたしました。しかし、収益面においては、新型コロナウイルスの感染拡大や原材料価格の高騰等様々な外部環境変化により、売上目標は未達となるなど、売上規模拡大に課題を残した形となりました。

株主還元につきましては、様々な外部環境変化により収益が悪化する中においても、2018年度の1株当たり3円から、8円、10円、12円、16円と毎期増配を継続し、株主還元の拡充を図ってまいりました。

当社は、2023年度～2027年度の新中長期経営計画「J-VISION 30」を策定し、2023年5月9日に公表しております。

当社が主戦場としております日本国内の受注競争激化、中国におけるEV車需要の拡大、日系メーカーの販売不振等、当社が属する自動車業界を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、「J-VISION 30」においては、「既存事業の強化」と「新規事業の創出」を戦略の二本柱として掲げ、成長投資、M&A、研究開発活動等を実施し事業規模の拡大を図るほか、新中長期経営計画後半における収益貢献を目指してまいります。

資本政策全般の考え方としましては、資本効率性を考慮したうえで成長に向けた最適な事業ポートフォリオの構成を図ることと同時に、財務健全性についても前中長期経営計画で構築した水準を維持のうえ、株主還元の拡充を図ってまいります。また、「成長への投資」「健全性の維持」「株主還元の充実」のバランスを図りながら持続的な成長及び企業価値の向上を目指してまいります。

配当の考え方につきましては、中長期計画1～2年目は、半導体供給不足等の外部環境影響に加え、成長に向けた大型投資の影響等を考慮し、継続的に毎期増配することを基準とし、3～5年目は、成長戦略による収益拡大に合わせ、新たに配当指標を設定し配当性向20%を基準としております。

今期2023年度配当につきましては、客先生産状況の減少等による減益予想となり、下限予想の場合においては税後利益で赤字になる予想ではありません。

すが、減益下においても株主の皆様には配当で還元したく、増配となる18円を予定しております。

以上により、当社取締役会は、普通株式1株当たり期末配当金を36円とする本議案は、当社の配当方針と合致しないほか、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に寄与しないと判断し、反対いたします。

以 上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ウィズコロナが一段と進展したことで経済活動の正常化が進んだものの、長引くインフレや金融引き締め等の影響により、景気の回復ペースは鈍化するなど、依然として不安定な状況が続いております。日本では、物価の高騰が景気回復の足かせとなったものの、ウィズコロナに伴う挽回消費やインバウンド需要の回復に支えられ、景気は堅調に推移いたしました。しかしながら、インフレに伴う海外経済の減速等が景気の下押しリスクとなるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する自動車業界においては、タイでは、国内経済の回復や半導体供給不足の緩和を背景に生産台数は増加するなど、市場は堅調に推移いたしました。中国では、ゼロコロナ政策の廃止を背景とした感染拡大に伴う販売台数の低迷などマイナス要因があったものの、政府の消費刺激策に支えられ、新エネルギー車市場が堅調さを維持したことで市場は回復基調が持続いたしました。日本では、半導体供給不足の緩和を背景に各自動車メーカーで生産の正常化が進むなど、市場は堅調に推移いたしました。しかしながら、資源価格の高騰をはじめとした懸念材料も存在しており、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期5か年計画の最終年度として、競争力基盤の確立及び財務体質の向上に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は52,356百万円（前年同期比14.7%増）、営業利益は2,811百万円（前年同期比4.1%減）、経常利益は2,712百万円（前年同期比1.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、広州拠点において客先の中国事業撤退に伴い、未回収が想定される車体プレス部品及び金型等の資産を特別損失に計上したこと等により、1,298百万円（前年同期比34.9%減）となりました。

当社グループでは、2019年3月期から2023年3月期までの中長期5か年計画において、競争力基盤の確立としてボディ部品事業（車体骨格部品事業）を「主力事業」、電動化部品事業及び金型事業を「戦略事業（次の10年に飛躍するための成長ドライバー）」に位置づけ、効率経営と競争力強化を目指し、売上高営業利益率をKPI（重要業績評価指標）としております。売上高営業利益率については、中長期5か年計画最終年度となります2023年3月期の目標数値9.0%以上に対し、5.4%となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、タイ（タイ・マルジュン社）、広州（広州丸順汽车配件有限公司）及び武漢（武漢丸順汽车配件有限公司）の決算日は12月31日であり、連結計算書類作成に当たっては同決算日現在の計算書類を使用しております。

（単位：百万円）

報告セグメント	第 64 期		第 65 期 (当連結会計年度)		前年同期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
J - M A X	14,307	29.1%	17,437	31.1%	21.9%増
タイ	5,933	12.0%	7,276	13.0%	22.6%増
広州	17,334	35.2%	19,652	35.0%	13.4%増
武漢	11,673	23.7%	11,697	20.9%	0.2%増
合計	49,249	100.0%	56,062	100.0%	13.8%増

- (注) 1. セグメント別の業績は、セグメント間の取引金額を含めて記載しております。
 2. 報告セグメントは、会社別に「J-MAX」（当社）、「タイ」（タイ・マルジュン社）、「広州」（広州丸順汽车配件有限公司）、「武漢」（武漢丸順汽车配件有限公司）としております。

① J-MAX（当社）

J-MAXにおいては、部品事業にて主要客先の生産回復及び原材料価格高騰による製品売価が増加したこと等により、売上高は増加いたしました。また、物流効率化による輸送費削減及び材料歩留まり改善による購入費削減の取り組みを推進したものの、原材料価格の売価反映の時期ズレ及び資源価格高騰による操業費の増加等の影響により、利益は減少いたしました。

以上の結果、売上高は17,437百万円（前年同期比21.9%増）、経常利益は1,232百万円（前年同期比9.2%減）となりました。

J-MAXにおいては、新規受注先の拡大や新たな生産拠点の整備に加え、今後の競争力強化につながる研究開発の推進等、グループ全体の成長を牽引しております。

② タイ (タイ・マルジュン社)

タイにおいては、主要客先の輸出向け自動車部品及び汎用エンジン部品等の生産の回復に加え、金型設備等の販売が増加したことにより、売上高は増加いたしました。なお、生産部品内製化及び生産効率化等による継続的な原価低減の取り組みにより、利益は増加いたしました。

以上の結果、売上高は7,276百万円（前年同期比22.6%増）、経常利益は124百万円（前年同期は40百万円の経常損失）となりました。

タイにおいては、タイ国内及び輸出先である周辺国における市場が成熟化する中、原価低減を中心とする構造改革後の継続的な取り組みにより、利益体質の強化を図っております。

③ 広州 (広州丸順汽车配件有限公司)

広州においては、主要客先の減産影響等により、売上高は現地通貨ベースでは前年同期と同水準となるものの、円安による為替変動により邦貨ベースでは増加いたしました。なお、生産動向に即した要員適正化等による、固定費を中心とした原価低減の取り組みに加え、量産車種終了に伴う金型投資費用の未回収分の回収により、利益は増加いたしました。

以上の結果、売上高は19,652百万円（前年同期比13.4%増）、経常利益は1,001百万円（前年同期比41.2%増）となりました。

広州においては、成長戦略を牽引する中核拠点として、中国で加速する自動車電動化の需要を取り込むため、積極的な事業拡大を展開しております。

④ 武漢（武漢丸順汽車配件有限公司）

武漢においては、主要客先の減産影響等により、売上高は現地通貨ベースでは減少したものの、円安による為替変動により邦貨ベースでは前年同期と同水準となりました。また、生産動向に即した要員適正化に加え、省人化及び自動化ラインの構築に伴う生産効率化等の原価低減活動を推進したものの、売上減少に伴う固定費負担の増加に加え、原材料価格の高騰等の影響により、利益は減少いたしました。

以上の結果、売上高は11,697百万円（前年同期比0.2%増）、経常利益は579百万円（前年同期比44.1%減）となりました。

武漢においては、省人化及び自動化等の生産体質強化の取り組みに加え、アルミ等の異素材加工技術の確立等に取り組み、新たな収益基盤の構築に努めております。

なお、「J-MAX」「タイ」「広州」及び「武漢」は、車体プレス部品及び金型等の製造販売をしております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、長期的に成長ができる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)のセグメント別の内訳は、次のとおりであります。

セグメント	設備投資金額	
J - M A X	2,200百万円	
タ	イ	687百万円
広	州	1,444百万円
武	漢	1,865百万円
合	計	6,197百万円

設備投資の主な内容は、自動車の新機種生産及びモデルチェンジに伴うプレス成形部品の製造設備と金型であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する自動車業界においては、脱炭素社会の実現に向けた電動化の加速及び自動運転等の技術革新の進展に加え、自動車産業への異業種の参入等、当社を取り巻く環境は激しさを増しております。また、半導体供給不足による生産減少に加え資源価格の高騰に伴うコスト増加が懸念される等、先行き不透明な状況が続いております。当社は、以上の市場環境の変化の中、2023年度より新たに中長期5か年計画「J-VISION 30」を策定し、更なる成長に向けた活動を開始しております。

中長期5か年計画「J-VISION 30」は、「既存事業の強化」と「新事業の創出」を新たな成長戦略の2本柱に設定しております。

「既存事業の強化」については、自動車部品及び今後急速に成長拡大が見込める電動化部品における事業規模拡大を図るため、日本は西日本地区、中国は中国南東部地区において新工場を新たに展開し、生産能力及び売上規模の拡大を目指してまいります。また、ボディ部品事業、精密・電動化部品事業についてはAI及びIoTの活用により新しいモノづくりに挑戦し、生産体質の変革を図るほか、金型事業についてはデジタル技術と匠の技の融合で創業以来の金型技術を磨くとともに生産プロセスの進化やグループ間連携強化等により競争力強化を図り、強固な企業基盤を構築いたします。

「新事業の創出」については、経営資源の最適配分により研究開発活動を更に加速させ、将来の新たな収益基盤の構築に向けて、自動車領域に限定しない社会課題の解決につながる新商品・新事業の開発に挑戦してまいります。また、伸長事業・不採算事業を見極め、成長事業に経営資源を集中させ、新たな成長市場への進出を含めたグループ全体の事業リスクを視野に入れた経営を推進するほか、事業・製品・販路・技術等を軸にアライアンス及びM&A等の外部資源の活用を図り、持続的な成長に向けた事業ポートフォリオへの変革を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) J-MAXグループ中長期ビジョン「J-VISION 30」(2023-2027)

ビジョン・方針

技術で夢を

-Make our dreams by Technology-

持続可能な100年企業を目指し、既存事業の技術を磨くと共に、新しい事業への探索と挑戦で企業価値を高め、従業員をはじめとするステークホルダーと夢を共有する。

【中長期方針】 資源配分の最適化により、強固な経営基盤への変革

【J-VISION 30】

①2030年に向けて②30年後の100年企業に向けて「**既存事業の強化**」と「**新事業の創出**」を戦略の2本柱とし、次期中期計画を「J-VISION 30」とする。

基本戦略

1. ブランド力強化と新規顧客開拓による売上の拡大
2. 新事業確立に向けた新商品の開発
3. デジタルを駆使しプロセスを変革させコア技術を進化
4. 次世代工場の構築と新しいモノづくりへのチャレンジ
5. DXの展開加速で経営構造の変革
6. 持続的な成長に向けた事業ポートフォリオの変革
7. サステナビリティ経営による企業価値の向上

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
		(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	(当連結会計年度 2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
売 上 高(百万円)		48,582	44,821	45,663	52,356
経 常 利 益(百万円)		3,804	4,247	2,679	2,712
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)		2,429	2,511	1,996	1,298
1 株 当 たり 当 期 純 利 益(円)		204.90	212.96	170.10	110.66
総 資 産(百万円)		47,412	44,729	46,736	48,945
純 資 産(百万円)		14,744	17,621	21,080	22,369
自 己 資 本 比 率 (%)		25.2	32.6	39.0	41.7

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数に基づき算定しております。
2. 第62期は、広州の主要客先向け自動車部品の減少により減収となりましたが、J-MAX及び武漢の好調な業績により増益となりました。
3. 第63期は、タイの主要客先向け自動車部品の減少により減収となりましたが、武漢の好調な業績により増益となりました。
4. 第64期は、J-MAX及びタイの主要客先向け自動車部品の増加により増収となりましたが、武漢の業績悪化により減益となりました。
5. 第65期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイ・マルジュン社	846,400千タイバーツ	95.46%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
広州丸順汽车配件有限公司	30,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
武漢丸順汽车配件有限公司	12,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

自動車部品、各種金型、治工具の設計・製作・加工ならびに販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本社・上石津工場	岐阜県大垣市
浅西工場	岐阜県大垣市
養老工場	岐阜県大垣市
鈴木鹿工場	三重県鈴鹿市
栃木開発センター	栃木県宇都宮市
岡山駐在事務所	岡山県倉敷市

② 連結子会社

タイ・マルジュン社
 広州丸順汽車配件有限公司
 武漢丸順汽車配件有限公司

タイ王国サラブリ県
 中華人民共和国広東省
 中華人民共和国湖北省

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,811名	100名減少	38.7歳	13.0年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含み、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,310百万円
株式会社みずほ銀行	2,959百万円
Bangkok Bank Public Company Limited.	2,403百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,665百万円
株式会社十六銀行	815百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	齊 藤 浩	企画・開発本部長
取締役常務執行役員	青 山 秀 美	管理本部長兼サステナビリティ推進室長
取締役常務執行役員	猪 熊 篤 俊	日本事業本部長
取締役上席執行役員	山 崎 英 次	企画・開発本部副本部長
取 締 役	露 木 好 則	東プレ株式会社 常務取締役
取 締 役	竹 内 治 彦	岐阜協立大学 学長
取 締 役	柳 澤 民 紀	NExT-e Solutions株式会社 社外取締役
取 締 役	大 倉 睦 美	朝日大学病院脳神経内科診療部長・睡眠医療センター長 朝日大学医学部総合医科学講座内科学教授
常 勤 監 査 役	須 長 敏 彦	
監 査 役	馬 淵 仁	
監 査 役	水 谷 博 之	田嶋・水谷法律事務所 弁護士 株式会社ヨシタケ 社外取締役 (監査等委員) 岐建株式会社 社外監査役
監 査 役	澁 谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所 所長 美濃窯業株式会社 社外取締役 (監査等委員) トランコム株式会社 社外取締役 (監査等委員) サンメッセ株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 竹内治彦氏、取締役 柳澤民紀氏及び取締役 大倉睦美氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役 須長敏彦氏、監査役 馬淵仁氏、監査役 水谷博之氏及び監査役 澁谷英司氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役 須長敏彦氏及び監査役 馬淵仁氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 澁谷英司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき取締役 竹内治彦氏、取締役 柳澤民紀氏、取締役 大倉睦美氏、常勤監査役 須長敏彦氏、監査役 馬淵仁氏、監査役 水谷博之氏及び監査役 澁谷英司氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
6. 当事業年度中の監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 2022年6月24日開催の第64回定時株主総会において、須長敏彦氏及び澁谷英司氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
- (2) 2022年6月24日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、堀田政道氏は監査役を辞任いたしました。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。
(取締役執行役員を除く)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	松 井 恒 夫	タイ・マルジュン社取締役社長
上 席 執 行 役 員	棚 橋 哲 郎	広州丸順汽车配件有限公司董事長・総経理 武漢丸順汽车配件有限公司董事長
執 行 役 員	森 和 行	日本事業本部副本部長兼部品事業部長
執 行 役 員	小 見 山 肇	武漢丸順汽车配件有限公司董事・総経理
執 行 役 員	山 口 忠 美	日本事業本部営業担当
執 行 役 員	本 田 喬 之	日本事業本部 E G 事業部長兼購買管理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。ただし、被保険者による犯罪行為または詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めています。

なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	108 (7)	88 (7)	10	9	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	17 (14)	17 (14)	-	-	5 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であります。

②取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象となる役員員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額312百万円以内	2004年6月25日開催の第46回定時株主総会	11名
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬	5事業年度ごとに75百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2020年6月26日開催の第62回定時株主総会	5名
監査役	金銭報酬	年額48百万円以内	2004年6月25日開催の第46回定時株主総会	4名

③業績連動報酬等に関する事項

当社は、持続的な企業価値の向上を実現するため、成長性及び財務体質の向上に努めており、社外取締役を除く取締役に支給する業績連動報酬にかかる指標は、取締役の役位に応じ、当事業年度の連結営業利益、連結フリーキャッシュフロー及び担当事業の目標・KPIの達成度を指標として金額を算定します。具体的には、会長、社長及び副社長執行役員については連結営業利益及び連結フリーキャッシュフローを、専務、常務及び上席執行役員については、連結営業利益、連結フリーキャッシュフローに加えて担当部門のKPIや事業計画達成度合い等を加味した定性評価を付け加えて評価します。連結営業利益及び連結フリーキャッシュフローの指標については、連結営業利益については期初に開示された業績予想値を基準に、連結フリーキャッシュフローについては、期初計画の数値を基準とし、基準値に対する達成度合いで支給額を0%～100%に設定します。

株式報酬については、中長期の業績連動を趣旨とし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、役位に応じた基準額に相当するポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給します。

(業績指標に関する実績)

第 65 期 (当連結会計年度) 連結営業利益	第 65 期 (当連結会計年度) 連結フリーキャッシュフロー
2,811百万円	△309百万円

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会による審議を経て、2021年2月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

役員報酬の考え方と手続き

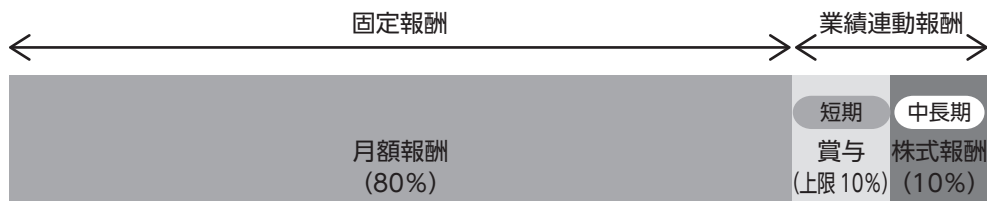
- ・取締役及び委任型執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬による構成とし、会社業績との連動性を確保し、業績や成果を反映させた報酬体系とします。
- ・報酬の考え方については、指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会にて決定することで、公平性と客観性を高めます。
- ・社外取締役、非業務執行取締役及び監査役の報酬はそれぞれ定額とし、賞与及び株式報酬の支給はありません。
- ・取締役及び委任型執行役員の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、固定報酬の額及び業績連動報酬の額の評価配分とします。
- ・自己都合で取締役及び委任型執行役員を辞任する場合、法令・定款若しくは社内規程の重大な違反があった場合及び故意または重大な過失により、当社に著しい損害を与えた場合など、取締役会の決議により該当する役員に対して過去に支給した賞与を返還させることがあります。

月額報酬の算定方法

- ・取締役、監査役及び委任型執行役員の月額報酬は、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役及び委任型執行役員は取締役会にて、監査役は監査役会にて決定します。

賞与及び株式報酬の算定方法

- ・賞与は役員報酬総額の10%相当を上限値とし、また、株式報酬は役員報酬総額の10%相当として、指名・報酬委員会にて審議のうえ取締役会にて決定します。なお、賞与及び株式における業績連動報酬に関する方針は、上記③業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。



⑤当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定については、指名・報酬委員会が報酬の原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討しており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、取締役の報酬について、代表取締役社長執行役員の齊藤浩が個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等について最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言及び活動状況等
取締役	竹内治彦	16回/16回 100%	—	学識経験者としての学術的な視点及び大学経営における経験に基づき、適宜発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。
取締役	柳澤民紀	16回/16回 100%	—	モノづくりにおける高い見識や会社経営における豊富な経験に基づき、適宜発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。
取締役	大倉睦美	13回/16回 81.3%	—	医学・医療における専門的で豊富な見識や幅広い経験に基づき、人的資本の観点から健康経営について、適宜発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。
監査役	須長敏彦	13回/13回 100%	10回/10回 100%	金融系企業の経営における豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	馬淵 仁	16回/16回 100%	13回/13回 100%	金融系企業の経営における豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	水谷博之	16回/16回 100%	13回/13回 100%	法律の専門家としての豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	澁谷英司	13回/13回 100%	10回/10回 100%	公認会計士としての財務及び会計に関する豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 取締役 竹内治彦氏の重要な兼職先である岐阜協立大学と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役 柳澤民紀氏の重要な兼職先であるNExT-e Solutions株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役 大倉睦美氏の重要な兼職先である朝日大学病院と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 監査役 水谷博之氏の重要な兼職先である田嶋・水谷法律事務所、株式会社ヨシタケ、岐建株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 監査役 澁谷英司氏の重要な兼職先である澁谷英司公認会計士事務所、美濃窯業株式会社、トランコム株式会社、サンメッセ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
6. 監査役 須長敏彦氏及び監査役 澁谷英司氏については、2022年6月24日開催の第64回定時株主総会で監査役として新たに選任され、就任いたしましたので、就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積り額について、過年度の計画と実績、報酬総額、時間あたりの報酬単価等との比較検討及び経理財務部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の会計監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「技術を磨き、お客様が望む優れた製品・部品を提供することで『従業員』『お客様』『地域社会』の満足と幸せを追求します」を企業理念に掲げ、「共創・努力・謙虚」を社是とし、企業理念・社是等により形成する「J-MAXフィロソフィ」の考え方にに基づき、J-MAXグループにおける企業価値の継続的な向上と全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、当基本方針を定める。社会情勢、経営環境の変化に伴い継続的に改善し、より適正かつ公正な体制の整備に努める。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「J-MAXフィロソフィ」をJ-MAXグループの企業理念の基盤として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動指針とする。
 - (イ) 企業理念及び法令遵守を推進するために、全ての取締役で組織する「内部統制・企業倫理委員会」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設け、教育・研修等継続的な活動を通じて全社にわたるリスクマネジメント・コンプライアンスマインドの醸成に努める。
 - (ウ) 独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図る。
 - (エ) 「内部通報要領」を設け、メール、電話及び投書による社内窓口に加え、弁護士等外部専門家に相談する外部窓口（公益内部通報窓口を含む）を設置し、不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を目指す。なお、当該要領に基づく通報者等に対しては、不利益な取り扱いがされないよう措置を講じる。
 - (オ) 執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門の体制を強化し、使用人の職務執行が法令違反及び規程違反となっていないかを監査し、事前に違反が防止される体制を構築する。
 - (カ) コンプライアンス及び企業倫理上の重要事象が発生した場合、「内部統制・企業倫理委員会」へ報告し、同委員会はその事実関係を調査し、原因を究明のうえ、対策・改善に努める。
 - (キ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法案に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (ク) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報における文書または電磁的媒体の記録・保存・廃棄等を適切に管理する。
 - (イ) 「J-MAXセキュリティポリシー」及び「内部情報管理要領」に従い、個人情報及び重要な営業秘密等の情報資産とインサイダー情報について適切に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 「リスクマネジメント規程」及び「J-MAXセキュリティポリシー」に従い、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適正に対処する。
 - (イ) 「安全衛生管理規程」及び「防災管理規程」に従い、大規模な事故・災害における組織体制を構築しリスクの未然防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役会はJ-MAXグループの企業価値向上を目指し、経営を推進することを目的として、定期的（原則月1回）に開催し、法令・定款に従い「取締役会規程」に定める事項を決議し、J-MAXグループの業務執行を監督する。
 - (イ) 「組織規程」及び「職務分掌・職務権限規程」を定め、階層ごとの意思決定範囲を明確にし、効率的に業務を執行する体制を構築する。
- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (ア) 「関係会社管理規程」に従い、子会社経営層はグループ会社を監督する責任を負うとともに、財務状況、職務の執行状況及びその他リスク管理等の重要な報告事項について、親会社（監査役を含む）への報告を定期的に行い、問題点の共有化を図る。また、子会社従業員等からの報告事項についても、親会社（監査役を含む）へ報告される体制を確保する。
 - (イ) 子会社従業員においても「J-MAXフィロソフィ」の啓蒙に努め、「コンプライアンスマニュアル」に沿って法令及びルール等を遵守する意識の向上を図る。
 - (ウ) 子会社における内部通報については当社の取締役及び監査役に報告され、対策・改善について必要な助言・指導を行い、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - (エ) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施し、実施状況及び監査結果を含む活動状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役監査が適正かつ実効的に行われるための体制
- (ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くことができ、監査役の指揮命令下におく。
 - (イ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事評価は、監査役会によるものとし、その異動・選任については監査役会の同意を得るものとする。
 - (ウ) 取締役及び使用人はJ-MAXグループに著しい損失等を与える恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告する。
 - (エ) 「監査役への報告基準」に従い、法的報告以外に経営等に重大な影響を及ぼす事項等を報告する。
 - (オ) 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な報告を受ける。
 - (カ) 監査役に報告する者に対し、それを理由として不利益に取り扱わない。また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。
 - (キ) 監査役が職務を遂行するうえで発生する費用（弁護士及び外部専門家等を任用する場合の費用を含む）について、会社が円滑に処理支弁する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社の内部統制システムについて、4月及び10月開催の取締役会において、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」から内部統制システム全般の整備・運用状況の報告がなされ、監査役会からの適切な意見を受けながら適宜改善を進めました。
- ② コンプライアンスについて
当社及びグループ各社は、全役職員へ「コンプライアンスマニュアル」を配付し、必要な教育を行うことで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社及びグループ各社は「内部通報要領」により相談・通報体制を設けており、定期的に周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。
- ③ リスク管理について
取締役をトップとした「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「安全衛生・防災委員会」「環境管理委員会」を定期的開催し、当社リスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めながらリスク管理の徹底を図りました。
- ④ 監査役職務執行について
監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で情報交換等を実施し、監査の実効性、効率性の向上を図りました。
- ⑤ 内部監査について
内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

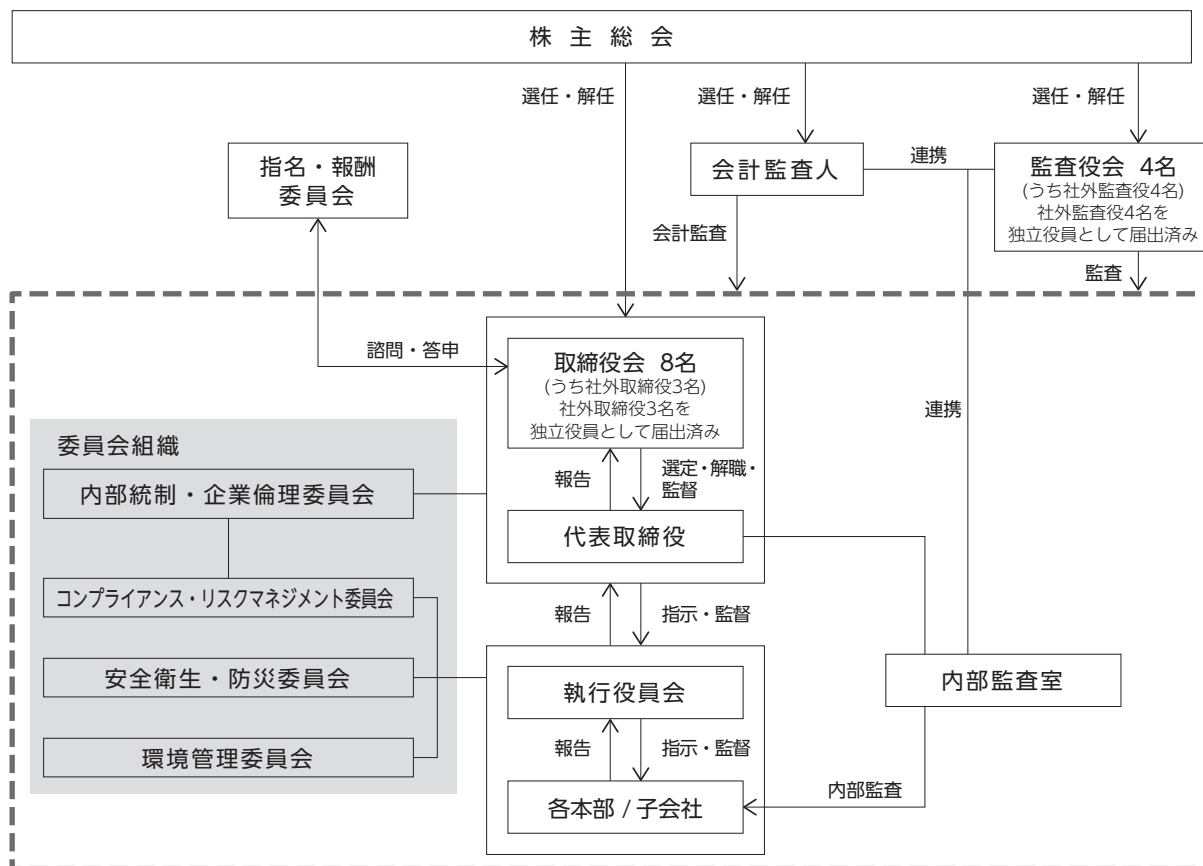
(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つであると考えており、配当性向、株主資本配当率、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、長期的視点に立った成果配分を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

上記方針に基づき、当期における年間配当金は、1株につき16円（中間配当は8円、期末配当は8円）とさせていただきます。内部留保金につきましては、今後の成長戦略への投資と研究開発資金として投入していくこととしております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



◎ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及びその他の比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,347	流動負債	20,886
現金及び預金	6,129	支払手形及び買掛金	5,832
受取手形	1,503	短期借入金	8,937
売掛金	9,213	1年内返済予定の長期借入金	1,782
商品及び製品	546	リース債務	5
仕掛品	2,846	未払法人税等	169
原材料及び貯蔵品	1,189	未払金	1,775
その他	917	賞与引当金	203
貸倒引当金	△0	役員賞与引当金	15
固定資産	26,597	その他の	2,166
有形固定資産	24,301	固定負債	5,689
建物及び構築物	4,386	社債	1,500
機械装置及び運搬具	7,000	長期借入金	2,739
工具、器具及び備品	6,800	リース債務	1
土地	1,223	退職給付に係る負債	1,173
リース資産	8	役員株式給付引当金	30
建設仮勘定	4,881	資産除去債務	243
無形固定資産	427	その他の	1
投資その他の資産	1,868	負債合計	26,576
投資有価証券	324	(純資産の部)	
繰延税金資産	617	株主資本	16,347
退職給付に係る資産	261	資本金	1,950
その他	675	資本剰余金	2,136
貸倒引当金	△10	利益剰余金	12,335
		自己株式	△75
		その他の包括利益累計額	4,066
		その他有価証券評価差額金	55
		為替換算調整勘定	3,922
		退職給付に係る調整累計額	88
		非支配株主持分	1,954
		純資産合計	22,369
資産合計	48,945	負債・純資産合計	48,945

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,356
売上原価	46,427
売上総利益	5,928
販売費及び一般管理費	3,116
営業利益	2,811
受取利息及び配当金 為替差益 助成金の収入 その他	78 100 65 30
営業外費用	221 35 77 40
経常利益	2,712
特 別 利 益	6
固定資産売却益	6
新型コロナウイルス感染症による損失	334
棚卸資産評価損失	272
減損損失	108
投資有価証券評価損失	5
その他	30
税金等調整前当期純利益	1,968
法人税、住民税及び事業税	607
法人税等調整額	△59
当期純利益	1,419
非支配株主に帰属する当期純利益	121
親会社株主に帰属する当期純利益	1,298

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,950	2,003	11,202	△75	15,082
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△165		△165
親会社株主に帰属する当期純利益			1,298		1,298
連結子会社株式の取得による持分の増減		132			132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	132	1,132	-	1,265
当 期 末 残 高	1,950	2,136	12,335	△75	16,347

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	38	3,013	76	3,128	2,870	21,080
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△165
親会社株主に帰属する当期純利益						1,298
連結子会社株式の取得による持分の増減						132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	908	12	938	△915	23
当 期 変 動 額 合 計	17	908	12	938	△915	1,288
当 期 末 残 高	55	3,922	88	4,066	1,954	22,369

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,414	流動負債	7,921
現金及び預金	1,482	支払手形	181
電子記録債権	1,023	買掛金	2,565
売掛金	2,770	短期借入金	2,400
製品	72	1年内返済予定の長期借入金	1,565
仕掛品	1,109	リース債務	3
材料及び貯蔵品	373	未払費用	530
前払費用	44	未払法人税等	41
未収入金	501	未払消費税	83
その他	37	未払消費税	104
		契約負債	104
固定資産	14,637	預り金	17
有形固定資産	6,568	賞与引当金	184
建物	1,547	役員賞与引当金	15
構築物	93	その他	122
機械及び装置	2,566	固定負債	4,728
車両運搬具	1	社債	1,500
工具、器具及び備品	258	長期借入金	2,098
土地	819	リース債務	0
リース資産	3	退職給付引当金	853
建設仮勘定	1,279	役員株式給付引当金	30
無形固定資産	342	資産除去債務	243
借地権	85	その他	1
ソフトウェア	252	負債合計	12,649
商標	1	(純資産の部)	
その他	2	株主資本	9,347
投資その他の資産	7,726	資本金	1,950
投資有価証券	298	資本剰余金	1,774
関係会社株	664	資本準備金	1,774
出資	0	利益剰余金	5,697
関係会社出資	6,203	利益準備金	94
長期前払費用	26	その他利益剰余金	5,602
会費	27	別途積立金	2,761
前払年金費用	143	繰越利益剰余金	2,841
繰延税金資産	348	自己株式	△75
その他	23	評価・換算差額等	55
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	55
資産合計	22,052	純資産合計	9,402
		負債・純資産合計	22,052

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	17,437
売上原価	15,169
売上総利益	2,267
販売費及び一般管理費	1,480
営業利益	786
受取利息及び配当金	358
為替差益	55
受取債務保証料	44
その他	24
営業外費用	482
支払利息	26
固定資産除却損	3
その他	3
経常利益	1,234
特別利益	0
固定資産売却益	0
特別損失	5
投資有価証券評価損	5
税引前当期純利益	1,229
法人税、住民税及び事業税	273
法人税等調整額	△23
当期純利益	979

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				株主資本	
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	自己株式	株主資本合 計
				別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,950	1,774	94	2,761	2,028	4,883	△75	8,533
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△165	△165		△165
当 期 純 利 益					979	979		979
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	813	813	－	813
当 期 末 残 高	1,950	1,774	94	2,761	2,841	5,697	△75	9,347

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その 他 有価証券 評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	38	38	8,572
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△165
当 期 純 利 益			979
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	17	17
当 期 変 動 額 合 計	17	17	830
当 期 末 残 高	55	55	9,402

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社J-MAX
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大資 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-MAX（旧会社名 株式会社丸順）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-MAX（旧会社名 株式会社丸順）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社J-MAX
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒井 巖 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大資 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-MAX（旧会社名 株式会社丸順）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、2022年7月18日開催の監査役会において、第65期の監査の方針と計画、重点項目、職務の分担等を決議しました。この決議に基づき各監査役はそれぞれ監査を実施し、その実施状況及び結果について情報交換するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」「監査役会規程」「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会、執行役員会など重要な会議に出席し、代表取締役や取締役との定期会合や適宜のヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、その他使用人とも各種会議や適宜のミーティング等で報告説明を受けました。また、重要な稟議等の決裁書類や重要な会議等の議事録を閲覧し、本社及び国内各事業部において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部監査室からも監査の報告を徴しました。海外子会社については、海外月例報告会等を通じて毎月の事業の状況について報告を受けるほか、必要に応じてweb会議システムを利用するなどして子会社の代表取締役及び幹部等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、内部監査室と連携のうえ監査計画に基づく監査を実施し、事業及び財産の状況について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに監査役会でも、「監査役による内部統制チェック表」に基づき監査及び検証し、気付いた事項を取締役会で意見表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反するような重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関しては、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」を通じて継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制システムの徹底に関する取組について、その取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

株式会社J-MAX 監査役会

常勤監査役	須長敏彦	㊟
社外監査役	馬淵仁	㊟
社外監査役	水谷博之	㊟
社外監査役	澁谷英司	㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール
電 話 0584-75-7000



交通のご案内

お車

- JR東海道本線「大垣駅」から約10分
- 名神高速道路「大垣インターチェンジ」から約20分

バス

- JR東海道本線「大垣駅」から約15分
名阪近鉄バス株式会社
大垣駅南口 3番のりば「ソフトピア方面」で乗車いただき
「ソフトピアジャパン」にて下車してください。

※お車でお越しの方は、情報工房駐車場をご利用ください。

※最寄駅から会場への送迎サービスはございません。